

吉岡町任期付職員（社会福祉士・保健師）採用試験案内

吉岡町任期付職員（社会福祉士・保健師）の採用試験を次のとおり実施します。

※任期付職員とは、一定期間の任期を定めて勤務する職員です。勤務条件（勤務時間、休暇、服務、災害補償等）は、任期が定められていることを除き、原則として任期の定めのない正規職員と同じです。

1. 職種、採用予定人員、職務内容及び任用期間

職種	採用予定人員	職務内容	任用期間
社会福祉士 又は保健師	1名	児童福祉及び保育に係る業務に従事する。	令和3年 9月 1日から 令和4年12月31日まで

※任期付職員としての採用日は令和3年9月1日ですが、会計年度任用職員として前倒し採用をする場合があります。

2. 受験資格

職種	受験資格
社会福祉士	社会福祉士の資格を有し、かつ、社会福祉士として福祉に関する勤務経験が3年以上ある人
保健師	保健師の資格を有し、かつ、保健師としての勤務経験が3年以上ある人

上記の受験資格のほかに、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・吉岡町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験の方法

区分	試験の内容
書類審査	提出された申込書等により業務遂行に必要な知識、経験等を審査します。
面接試験	主として人物について試験を行います。（個別面接）

4. 試験日程・会場及び合否発表

試験日時	試験会場	合否発表
別途ご案内します。	吉岡町役場 2階 会議室	結果を文書で通知します。

5. 採用の決定

試験合格者で、健康状態等を審査して決定します。

6. 勤務条件

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで（実労働時間 7時間45分）
勤務日数	週5日
休暇	年次有給休暇のほか、夏季休暇、忌引き、病気休暇等の特別休暇があります。
給与	勤務経験年数3年以上7年未満 195,500円 勤務経験年数7年以上14年未満 231,500円 勤務経験年数14年以上 264,200円
諸手当	扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当等
福利厚生	健康保険、年金は、群馬県市町村職員共済組合に加入します。

7. 受験申込手続き及び受付期間

① 申込書等の交付

申込書等（申込書・自己紹介書）は、令和3年6月15日から、役場総務課人事行政室で交付（土曜日・日曜日・祝日を除く）します。町ホームページからダウンロードして入力していただいても結構です。

② 申込手続き

申込書（写真貼付）と**自己紹介書**に必要事項を記入し、**社会福祉士登録証又は保健師免許証の写し**とともに総務課人事行政室へ提出、または郵送して下さい。

③ 申込受付期間

- 令和3年6月15日（火）～令和3年7月28日（水）（土曜日・日曜日・祝日を除く）
- 午前8時30分から午後5時15分までです。
- 郵送の場合は**簡易書留**とし、封筒の表に「**試験申込**」と朱書きして下さい。7月28日までの消印があるものに限り受け付けます。

郵送先： 〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町下野田560番地
吉岡町役場 総務課 人事行政室あて

8. 新型コロナウイルス感染症への対応について

- ①可能な範囲で郵送による申込書の提出にご協力ください。
- ②試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。
- ③試験会場は換気のため、適宜、窓やドアを開けます。
- ④新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者等への感染の恐れがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定していません。

9. その他

この試験の問い合わせは、総務課人事行政室までお願いします。

電話 0279-26-2240（直通）
0279-54-3111 内線131